

# 令和7年 教育委員会

## 第2回 定例会 議事日程

令和7年2月12日（水）

### 第1 議 案

#### 【 子ども総務課・子ども施設課 】

(1) 議案第1号「千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例」

#### 【 指導課 】

- (1) 議案第2号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
- (2) 議案第3号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
- (3) 議案第4号「千代田区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」
- (4) 議案第5号「令和7年度教育管理職の任命に係る内申について」

【秘密会】

### 第2 協 議

#### 【 子ども施設課 】

- (1) 「千代田区新型コロナウイルス感染症対策に係る千代田区立学校の施設の利用制限に伴う使用料の減額の特例に関する規則」の廃止について

### 第3 報 告

#### 【 子ども総務課 】

- (1) 子ども部に係る令和7年千代田区議会第1回定例会案件について

【秘密会】

#### 【 子育て推進課 】

- (1) 第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画の素案について

#### 【 九段中等教育学校経営企画室 】

- (1) 九段中等教育学校の適性検査の受検結果について

### 第4 その他

#### 【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（2月20日号）

議案第 1 号

千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

千代田区立少年自然の家条例（昭和 61 年千代田区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

A・B・C 棟宿泊室 (1 室 4 人以上 20 人まで)	区民	16,000 円	17,500 円	20,500 円
	区民以外	24,000 円	26,500 円	31,500 円
D 棟宿泊室 (1 室 3 人まで)	区民	8,000 円	9,000 円	10,500 円
	区民以外	12,000 円	13,500 円	15,600 円
休憩	中学生以下	50 円		
	その他	100 円		

」

を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 千代田区立少年自然の家条例の一部改正について

### 1 改正理由

千代田区立軽井沢少年自然の家は、千代田区立少年自然の家条例に基づき設置している社会教育施設であり、昭和61年竣工のⅠ期施設と平成5年竣工のⅡ期施設（愛称：メレーズ軽井沢）とで構成されている。

このうち、主に学校の移動教室で使用していたⅠ期施設については、老朽化等の理由から平成28年以降、施設利用を行っていない。その後、当該Ⅰ期施設部分の利活用について令和5年度までの間で検討し、費用対効果の面から、教育施設としては再整備を行わないこととしたため、標記条例を一部改正する。

### 2 施行期日

令和7年4月1日

### 3 改正内容

Ⅰ期施設に係る内容（別表中の利用区分と使用料）を削除する。

### 4 新旧対照表

別添のとおり。

### 5 その他

令和7年第1回区議会定例会に本条例の改正を提案する。

新旧対照表

○千代田区立少年自然の家条例

新 (改正後)	旧 (現 行)								
<p>○千代田区立少年自然の家条例 昭和61年3月28日条例第19号 改正</p> <p>平成5年3月15日条例 第2号 平成10年3月31日条例 第29号 平成14年3月20日条例 第39号 平成18年3月9日条例 第5号 <b>令和7年○月○日条例 第○号</b></p> <p>千代田区立少年自然の家条例 (設置)</p> <p>第1条 自然に親しむことに恵まれない区内の少年が、大自然の中での集団生活を通じて体験的・創造的活動を实践し、健全な心身の育成を図るため、千代田区立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 1236 746 1393"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田区立軽井沢少年自然の家</td> <td>長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用者)</p> <p>第3条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 区内の少年団体に引率者がいるもの (2) 区立小・中学校の児童・生徒の団体に引率者がいるもの (3) 前2号のほか、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの (利用の承認)</p> <p>第4条 少年自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。 2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。 (1) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 管理上支障があると認めるとき。 (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めるとき。</p>	名称	位置	千代田区立軽井沢少年自然の家	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地	<p>○千代田区立少年自然の家条例 昭和61年3月28日条例第19号 改正</p> <p>平成5年3月15日条例 第2号 平成10年3月31日条例 第29号 平成14年3月20日条例 第39号 平成18年3月9日条例 第5号</p> <p>千代田区立少年自然の家条例 (設置)</p> <p>第1条 自然に親しむことに恵まれない区内の少年が、大自然の中での集団生活を通じて体験的・創造的活動を实践し、健全な心身の育成を図るため、千代田区立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="850 1236 1409 1393"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田区立軽井沢少年自然の家</td> <td>長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用者)</p> <p>第3条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 区内の少年団体に引率者がいるもの (2) 区立小・中学校の児童・生徒の団体に引率者がいるもの (3) 前2号のほか、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの (利用の承認)</p> <p>第4条 少年自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。 2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。 (1) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 管理上支障があると認めるとき。 (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めるとき。</p>	名称	位置	千代田区立軽井沢少年自然の家	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地
名称	位置								
千代田区立軽井沢少年自然の家	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地								
名称	位置								
千代田区立軽井沢少年自然の家	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番地								

<p>(使用料)</p> <p>第5条 少年自然の家を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を委員会規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、4歳未満の者は、無料とする。</p> <p>2 利用者が少年自然の家を利用しなくなり、又は利用できなくなつたときは、既納の使用料は、還付する。ただし、還付することが適当でないと委員会が認めるときは、委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付しないことができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 前条第1項に規定する使用料は、委員会が必要があると認めるときは、減額又は免除することができる。</p> <p>(利用権譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 利用者は、その利用の承認を受けた目的以外に少年自然の家を利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(利用承認の取消等)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又は承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく委員会規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなつたとき。</p> <p>(4) 工事その他の理由により、委員会が必要と認めたととき。</p> <p>(利用者による取消し等)</p> <p>第8条の2 利用者が利用を取り消し、又は利用の内容を変更しようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第9条 利用者は、少年自然の家の利用を終了し、又は第8条の規定により利用を制限され、若しくは停止され、又は承認を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第10条 利用者は、少年自然の家の施設及び器具等をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。</p> <p>(販売行為の禁止)</p> <p>第11条 何人も少年自然の家において、委員会の許可を受けないで販売行為をしてはならない。</p> <p>(委任)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 少年自然の家を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を委員会規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、4歳未満の者は、無料とする。</p> <p>2 利用者が少年自然の家を利用しなくなり、又は利用できなくなつたときは、既納の使用料は、還付する。ただし、還付することが適当でないと委員会が認めるときは、委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付しないことができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 前条第1項に規定する使用料は、委員会が必要があると認めるときは、減額又は免除することができる。</p> <p>(利用権譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 利用者は、その利用の承認を受けた目的以外に少年自然の家を利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(利用承認の取消等)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又は承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく委員会規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなつたとき。</p> <p>(4) 工事その他の理由により、委員会が必要と認めたととき。</p> <p>(利用者による取消し等)</p> <p>第8条の2 利用者が利用を取り消し、又は利用の内容を変更しようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第9条 利用者は、少年自然の家の利用を終了し、又は第8条の規定により利用を制限され、若しくは停止され、又は承認を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第10条 利用者は、少年自然の家の施設及び器具等をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。</p> <p>(販売行為の禁止)</p> <p>第11条 何人も少年自然の家において、委員会の許可を受けないで販売行為をしてはならない。</p> <p>(委任)</p>
--	--

第12条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、委員会規則で定める日から施行する。(昭61教委規則3・昭61.5.12施行)  
(東京都千代田区立郊外学園設置条例の一部改正)

2 東京都千代田区立郊外学園設置条例(昭和39年千代田区条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条の表東京都千代田区立軽井沢高原学校の項を削る。

附 則(平成5年3月15日条例第2号)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。(平5教委規則4・平5.4.27施行)

2 この条例の施行日以降の施設の利用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

附 則(平成10年3月31日条例第29号)

1 この条例は、平成10年9月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日以後の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

2 この条例による改正後の東京都千代田区立少年自然の家条例第5条及び別表の規定は、平成10年9月1日以後に使用する者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月20日条例第39号)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千代田区立少年自然の家条例第4条の規定により使用承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月9日条例第5号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和7年〇月〇日条例第〇号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

利用区分	使用料		
	通常期	土曜日 夏期	年末 年始

第12条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、委員会規則で定める日から施行する。(昭61教委規則3・昭61.5.12施行)  
(東京都千代田区立郊外学園設置条例の一部改正)

2 東京都千代田区立郊外学園設置条例(昭和39年千代田区条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条の表東京都千代田区立軽井沢高原学校の項を削る。

附 則(平成5年3月15日条例第2号)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。(平5教委規則4・平5.4.27施行)

2 この条例の施行日以降の施設の利用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

附 則(平成10年3月31日条例第29号)

1 この条例は、平成10年9月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日以後の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

2 この条例による改正後の東京都千代田区立少年自然の家条例第5条及び別表の規定は、平成10年9月1日以後に使用する者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月20日条例第39号)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千代田区立少年自然の家条例第4条の規定により使用承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月9日条例第5号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

利用区分		使用料		
		通常期	土曜日 夏期	年末 年始
A・B・C棟宿泊室	区民	16,000円	17,500円	20,500円
(1室4人以上20人まで)	区民以外	24,000円	26,500円	31,500円
D棟宿泊室	区民	8,000円	9,000円	10,500円
(1室3人まで)				0円

メレーズ軽井沢	コテージAタイプ (定員8人)	区民	23,500円	26,500円	30,500円
		区民以外	35,500円	40,000円	46,000円
	コテージBタイプ (定員7人)	区民	21,000円	23,500円	27,000円
		区民以外	31,500円	35,200円	40,500円
	宿泊室Aタイプ (定員5人)	区民	12,000円	13,200円	15,600円
		区民以外	18,000円	19,800円	23,400円
	宿泊室Bタイプ (定員4人)	区民	9,000円	10,000円	11,500円
		区民以外	13,500円	15,000円	17,200円
	休憩	中学生以下	100円		
		その他	200円		

備考

- 「通常期」とは土曜日、夏期及び年末年始以外の日を、「夏期」とは7月21日から8月20日までの間にある日を、「年末年始」とは12月31日から翌年の1月3日までの間にある日をいう。
- 「区民」とは、区内に住所を有する者をいう。

		区民以外	12,000円	13,500円	15,600円
休憩		中学生以下	50円		
		その他	100円		
メレーズ軽井沢	コテージAタイプ (定員8人)	区民	23,500円	26,500円	30,500円
		区民以外	35,500円	40,000円	46,000円
	コテージBタイプ (定員7人)	区民	21,000円	23,500円	27,000円
		区民以外	31,500円	35,200円	40,500円
	宿泊室Aタイプ (定員5人)	区民	12,000円	13,200円	15,600円
		区民以外	18,000円	19,800円	23,400円
	宿泊室Bタイプ (定員4人)	区民	9,000円	10,000円	11,500円
		区民以外	13,500円	15,000円	17,200円
	休憩	中学生以下	100円		
		その他	200円		

備考

- 「通常期」とは土曜日、夏期及び年末年始以外の日を、「夏期」とは7月21日から8月20日までの間にある日を、「年末年始」とは12月31日から翌年の1月3日までの間にある日をいう。
- 「区民」とは、区内に住所を有する者をいう。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

1 趣 旨

改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法(令和6年法律第42号)が令和7年4月1日付で施行されることに伴い、仕事と生活の両立を支援する観点から、超過勤務制限の対象職員を拡大するとともに、子の看護休暇の取得事由の拡大に伴う休暇名称を改めるほか、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等に関する規定を新設する。

2 概 要

- (1) 超過勤務の制限について、小学校就学前の子を養育する職員についても請求可能となるように要件を拡大する。(条例第11条の2第1項、第3項関係)

改正前	改正後
・3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。	・ <u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u> が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。

- (2) 「子の看護休暇」の取得事由拡大に伴い当該休暇の名称を変更する。  
(条例第17条第1項第1号、第2号関係)

改正後の休暇名称(案)
子の看護等休暇

(参考) 改正法の施行に伴い追加される取得事由(教育委員会規則改正により対応予定)

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷、疾病による看護</li> <li>・予防接種、健康診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷、疾病による看護</li> <li>・予防接種、健康診断</li> <li>・<u>感染症に伴う学級閉鎖等</u></li> <li>・子の行事参加(入園・入学・卒園式)</li> </ul>

- (3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境等の整備等を新たに規定する。  
職員の介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知・請求等に対する意向確認・研修の実施・相談体制の整備等、教育委員会の措置義務について、明記する。  
(条例第18条の3及び第18条の4を新設)

3 新旧対照表  
別添のとおり

4 施行期日  
令和7年4月1日

## 議案第 2 号

### 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「の 2 親等以内の血族」の次に「（第 18 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 11 条の 2 の見出し並びに同条第 1 項及び第 3 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 11 条の 3 の見出しを削る。

第 17 条第 1 項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第 18 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 3 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 18 条の 4 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に係る相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度

等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の第11条の2第1項に規定する請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条（現行に同じ）</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条（略）</p>
<p>2 教育委員会は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族、2親等以内の血族のパートナーシップ関係の相手方若しくはパートナーシップ関係の相手方の2親等以内の血族（<u>第18条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>2 教育委員会は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族、2親等以内の血族のパートナーシップ関係の相手方若しくはパートナーシップ関係の相手方の2親等以内の血族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>
<p>3（現行に同じ） （<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p>	<p>3（略） （<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p>
<p>第11条の2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第11条の2 教育委員会は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>2 教育委員会は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>2 教育委員会は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p>	<p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p>
<p>（削除）</p>	<p>（<u>育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p>
<p>第11条の3 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第11条の3 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>2 教育委員会は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で</p>	<p>2 教育委員会は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で</p>

定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(特別休暇)

第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護等休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護等休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(介護休暇)

第18条 (現行に同じ)

2 (現行に同じ)

(介護時間)

第18条の2 (現行に同じ)

2 (現行に同じ)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の3 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他

定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(特別休暇)

第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(介護休暇)

第18条 (略)

2 (略)

(介護時間)

第18条の2 (略)

2 (略)

(新設)

の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

（新設）

第18条の4 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に係る相談体制の整備

（3） 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の第11条の2第1項に規定する請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

### 1 趣旨

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、現在住居手当の支給対象外としているが、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、また、国との均衡等を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る当該手当の取扱いについて見直しを行い、住居手当の支給対象とする。

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことに伴い、規定整備を行う。

### 2 改正内容

#### (1)住居手当の支給対象の見直し

項目・条文	改正内容
① 定年前再任用短時間勤務職員に係る適用除外 (第32条の2)	定年前再任用短時間勤務職員における第14条(住居手当)を削る改正を行う。
② 暫定再任用職員に係る適用除外 (附則(令和4年9月29日条例第30号)第9項)	令和4年度改正の定年引上げに係る暫定再任用職員における第14条(住居手当)を削る改正を行う。

#### (参考)職員区分別住居手当支給対象表

職員区分	～令和7年3月31日		令和7年4月1日～
一般職員	支給対象		支給対象
定年前再任用短時間勤務職員	支給対象外		支給対象
暫定再任用職員(フルタイム、短時間)	支給対象外		支給対象

#### (2)拘禁刑の創設に伴う規定整備

「禁錮」を「拘禁刑」に改める。(第28条第3号及び第4号、第29条第1項第1号及び第3項第1号)

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

#### 4 施行期日

##### (1)住居手当の見直し

令和7年4月1日

##### (2)拘禁刑の創設に伴う規定整備

令和7年6月1日

## 議案第 3 号

### 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 3 号及び第 4 号並びに第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 32 条の 2 中「、第 12 条及び第 14 条」を「及び第 12 条」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 28 条及び第 29 条の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の附則ただし書の規定による施行の日（以下「6 月 1 日施行日」という。）前にした行為の処罰については、なお従前の例による
- 3 6 月 1 日施行日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留

に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びに6月1日施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第29条第1項第1号及び第3項第3号（これらの規定を同条例第30条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

6 前項に定めるもののほか、改正後の第28条及び第29条の施行に伴い必要な経過措置は、千代田区教育委員会規則で定める。この場合において、あらかじめ特別区人事委員会の承認を得るものとする。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年千代田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>
<p>(1)から(3)まで（現行に同じ）</p>	<p>(1)から(3)まで（略）</p>
<p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	<p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>
<p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>	<p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>
<p>(2)（現行に同じ）</p>	<p>(2)（略）</p>
<p>2（現行に同じ）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p>	<p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p>
<p>(2)及び(3)（現行に同じ）</p>	<p>(2)及び(3)（略）</p>
<p>4から6まで（現行に同じ） （扶養手当についての適用除外）</p>	<p>4から6まで（略） （扶養手当及び住居手当についての適用除外）</p>
<p>第32条の2 第11条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
<p>附則 （施行期日）</p>	<p></p>
<p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 ただし、第28条及び第29条の改正規定は、同年</p>	<p></p>

6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の附則ただし書の規定による施行の日(以下「6月1日施行日」という。)前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 6月1日施行日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びに6月1日施行日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第29条第1項第1号及び第3項第3号(これらの規定を同条例第30条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

6 前項に定めるもののほか、改正後の第28条及び第29条の施行に伴い必要な経過措置は、千代田区教育委員会規則で定める。この場合において、あらかじめ特別区人事委員会の承認を得るものとする。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例（令和4年千代田区条例第30号） <u>の一部を次のように改正する。</u> <u>（下記新旧対照表のとおり）</u>
---

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新（改正後）	旧（現 行）
附 則（令和4年9月29日条例第30号） （施行期日） 1 から8まで （現行に同じ） 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及 <u>び第12条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用し ない。 10 （現行に同じ）	附 則（令和4年9月29日条例第30号） （施行期日） 1 から8まで （略） 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、 <u>第12条及び第14条</u> の規定は、暫定再任用職員に は適用しない。 10 （略）

議案第4号

千代田区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

千代田区会計年度任用講師の任用等に関する規則(令和元年千代田区教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
<p>(任用)</p> <p>第3条 会計年度任用講師は、教育公務員特例法第11条の規定に基づき、その職の職務遂行能力を有する者のうちから、選考により任命権者が任用する。</p> <p>2 会計年度任用講師の任用の手続は、任命権者が別に定める。</p> <p>3 会計年度任用講師の選考の方法は、任命権者が別に定める。</p> <p>4 選考は、公募によるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) 会計年度任用講師の職に必要とされる職務遂行能力、任期、採用の緊急性等の事情から、公募により難いと任命権者が認める場合</p> <p>(2) 会計年度任用講師として任用する会計年度において設置されている職又はその前年度に設置されていた職(以下この号においてこれらの職を「当該職」という。)に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接及び当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合</p> <p>5 <u>前項第2号の規定による公募によらない選考による任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>前項第2号</u>の規定による能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>(2) 業務遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がなく勤務することが可能であること。</p>	<p>(任用)</p> <p>第3条 会計年度任用講師は、教育公務員特例法第11条の規定に基づき、その職の職務遂行能力を有する者のうちから、選考により任命権者が任用する。</p> <p>2 会計年度任用講師の任用の手続は、任命権者が別に定める。</p> <p>3 会計年度任用講師の選考の方法は、任命権者が別に定める。</p> <p>4 選考は、公募によるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) 会計年度任用講師の職に必要とされる職務遂行能力、任期、採用の緊急性等の事情から、公募により難いと任命権者が認める場合</p> <p>(2) 会計年度任用講師として任用する会計年度において設置されている職又はその前年度に設置されていた職(以下この号においてこれらの職を「当該職」という。)に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接及び当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合</p> <p>5 <u>前項第2号の規定による公募によらない選考による任用(以下「公募によらない再度任用」という。)の上限回数については、4回とする。</u></p> <p>6 <u>公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>第4項第2号</u>の規定による能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>(2) 業務遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がなく勤務することが可能であること。</p>

<p>(3) 会計年度任用講師として任用する会計年度又はその前年度において法第29条及び職員の懲戒に関する条例（昭和26年千代田区条例第30号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。</p>	<p>(3) 会計年度任用講師として任用する会計年度又はその前年度において法第29条及び職員の懲戒に関する条例（昭和26年千代田区条例第30号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> </ol>	

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 千代田区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部改正について

### 1 経緯及び改正内容

令和6年6月に、国の期間業務職員(国において会計年度任用職員に相当する任用形態)について、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用ができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする取扱いが廃止された。

本区の会計年度任用講師においては、区長部局の会計年度任用職員と同様、公募によらない再度の任用の上限回数を引き続く4回までとしていたところである。今般、国等の動向も踏まえ、この上限回数を撤廃することとする。

なお、区長部局の会計年度任用職員については、規則を改正済みである。

### 2 新旧対照表

別紙のとおり

### 3 施行期日

公布の日

<参考> 千代田区会計年度任用講師の職(すべて公募による選考)

- (1) 幼稚園・こども園講師
- (2) 教育活動支援講師
- (3) 講師(特別支援教育)
- (4) 講師(日本語指導)

「千代田区新型コロナウイルス感染症対策に係る千代田区立学校の施設の利用制限に伴う使用料の減額の特例に関する規則」の廃止について

1 制定等経緯

学校施設の夜間の利用時間は18時から22時までが基本となるが、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大防止のため、令和3年に千代田区立学校の施設の利用制限に伴う使用料の減額の特例に関する規則（令和3年千代田区教育委員会規則第8号）を制定し、その利用時間（夜間）を18時から20時までに制限する場合の使用料の減額措置を講じているところである。

2 廃止理由

本規則は、令和3年6月から適用してきたものであるが、感染症のまん延防止措置が解除されたこと、感染症が5類に移行したこと、再度、感染症による利用時間（夜間）を制限する可能性が低いことなどを踏まえ、今般、本規則を廃止するものとする。

なお、本規則は、区長部局と協議の上、区長部局が本規則と同様の趣旨で制定している千代田区新型コロナウイルス感染症対策に係る公の施設の利用制限に伴う使用料の減額の特例に関する規則（令和3年千代田区規則第45号）の廃止のタイミングと併せて、廃止するものである。

3 廃止する規則

別紙1のとおり。

4 施行期日

教育委員会の議決後に施行する。（区長部局の協議の上、区長部局の規則と同日付で施行予定。）

○千代田区新型コロナウイルス感染症対策に係る千代田区立学校の施設の利用制限に伴う使用料の減額の特例に関する規則

令和3年7月15日教育委員会規則第8号

千代田区新型コロナウイルス感染症対策に係る千代田区立学校の施設の利用制限に伴う使用料の減額の特例に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の感染拡大防止のため千代田区立学校施設使用条例（昭和62年千代田区条例第16号）に規定する千代田区立学校の施設（以下「学校施設」という。）の利用を制限する場合における使用料の減額の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(減額)

**第2条** 千代田区教育委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため学校施設の夜間の利用時間を制限することとした場合において、利用者が使用料の区分に夜間の時間帯がある学校施設について当該時間帯に学校施設を利用しようとするときは、当該学校施設の夜間の時間帯の使用料（当該学校施設に全日利用する場合の使用料の区分があるときは、そのうち夜間の時間帯の使用料相当額）について、別表左欄に掲げる規定に定める使用料の額に100分の50を乗じて得た額を減額する。この場合において、同表右欄に掲げる規定は、この項による減額後の使用料について適用する。

2 前項の規定の適用については、申請等の手続を要しないものとする。

(委任)

**第3条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、令和3年6月21日以後に学校施設を利用する場合における使用料について適用する。

**別表（第2条関係）**

使用料に関する規定	減額に関する規定
千代田区立学校施設使用条例施行規則（昭和62	千代田区立学校施設使用条例施行規則第7条

